

# 平成27年3月議会

## 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 1 市立修多羅保育所の廃止

#### (1) 制定理由

平成22年2月に策定した「北九州市次世代育成行動計画(元気発進！子どもプラン)」に基づき、保育所適正配置の一環として、施設の再編を進めている。

市立修多羅保育所について、地域の児童数の減少、施設の老朽化に対応するため近隣の市立若松コスモス保育所と統合を行うもの。

#### (2) 主な内容

市立修多羅保育所を廃止するもの。

なお、希望者は全員市立若松コスモス保育所で受け入れる。

#### (3) 施行期日

平成27年4月1日

### 2 公立保育所の使用料の設定

#### (1) 制定理由

子ども・子育て支援法の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、保育料の徴収根拠規定が削除される。

このため、公立の保育所の使用料の徴収に関する規定を条例に定めるもの。

#### (2) 主な内容

使用料	備考
内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (保育に通常要する費用の額)	使用料は、毎月末日までに納入すること。

保護者が負担する額は、別紙のとおり（私立保育所と同じ）。

なお、私立保育所の保育料の徴収根拠については、子ども・子育て支援法に定められたため、現行と同様に市町村が徴収することとなる。

#### (3) 施行期日

平成27年4月1日（子ども・子育て支援法の施行日）